

議第53号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(3)の項中「530,000」を「570,000」に、「830,000」を「880,000」に、「1,010,000」を「1,070,000」に、「1,120,000」を「1,200,000」に、「1,420,000」を「1,520,000」に、「1,660,000」を「1,780,000」に、「3,880,000」を「4,070,000」に、「5,100,000」を「5,340,000」に、「6,290,000」を「6,490,000」に、「1,130,000」を「1,180,000」に、「1,340,000」を「1,410,000」に、「1,500,000」を「1,580,000」に、「1,830,000」を「1,940,000」に、「2,140,000」を「2,260,000」に、「4,350,000」を「4,550,000」に、「5,570,000」を「5,820,000」に、「6,770,000」を「7,070,000」に改め、同表(15)の項中「410,000」を「420,000」に、「540,000」を「560,000」に、「700,000」を「730,000」に、「920,000」を「960,000」に、「1,040,000」を「1,090,000」に、「1,600,000」を「1,660,000」に、「1,820,000」を「1,900,000」に、「2,030,000」を「2,120,000」に、「490,000」を「530,000」に、「630,000」を「680,000」に、「990,000」を「1,030,000」に、「1,310,000」を「1,410,000」に、「1,720,000」を「1,780,000」に、「3,320,000」を「3,430,000」に、「4,060,000」を「4,190,000」に、「4,650,000」を「4,800,000」に改め、同表(17)の項中「310,000」を「320,000」に、「430,000」を「460,000」に、「720,000」を「750,000」に、「960,000」を「1,020,000」に、「1,210,000」を「1,300,000」に、「2,950,000」を「3,150,000」に、「3,620,000」を「3,870,000」に、「4,170,000」を「4,460,000」に改める。

別表第3(10)及び(11)の項中「180」を「160」に、

220円に内容積が 30リットルから10 リットル又は10 リットルに満たな い端数を増すごと に4円を加えた額

を

220

210円に内容積が 30リットルから10 リットル又は10 リットルに満たな い端数を増すごと に3円を加えた額

に、「90」を「80」に改める。

210

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

消防法に基づく危険物の貯蔵所の設置等の許可に係る審査及び検査並びに保安に関する検査並びに高圧ガス保安法に基づく容器検査及び容器再検査に係る手数料の額を改定する必要があるので提案する。